

第3次滋賀県子ども読書活動推進計画

平成26年12月

滋賀県教育委員会

－ 目次 －

第1章 第3次計画の策定にあたって	1
1 子どもの読書活動推進の意義	1
2 計画策定の経過	1
3 計画の性格と役割	2
第2章 第2次計画期間中の成果と課題	3
1 第2次計画期間中の主な取組	3
2 指標の推移から見た成果と課題	6
3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	9
第3章 計画の基本的な考え方	11
1 基本目標	11
2 基本的方針	11
3 子どもの発達の段階に応じた読書活動	12
第4章 子どもの読書活動推進のための方策	15
1 家庭における子どもの読書活動の推進	15
2 地域における子どもの読書活動の推進	17
(1) 公立図書館における子どもの読書活動の推進	17
(2) 児童館や公民館における子どもの読書活動の推進	20
(3) 文庫活動や読み聞かせボランティアによる子どもの読書活動の推進	21
(4) 関連機関・団体等との連携による子どもの読書活動の推進	22
3 学校等における子どもの読書活動の推進	24
(1) 小中学校における子どもの読書活動の推進	24
(2) 高等学校における子どもの読書活動の推進	30
(3) 幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進	33
(4) 特別支援学校における子どもの読書活動の推進	34
4 啓発広報等の推進	37
5 推進体制の整備	39
第5章 指標の設定	41
〔参考資料〕	43

第1章 第3次計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の意義

人は言葉によって思考し、それを表現し、他者と対話します。人の知識や知恵、感情や想像は言葉によって記され、書物という形で時代を超えて伝えられ、今日においても日々新しく生み出されています。

読書は本を読む過程でそうした多くの言葉を自分に取り入れ、言葉によって考えや気持ちを相手に正しく伝える力を育てます。また、読書によって個人の経験を超えた幅広い知識を得ることができます。さらに豊かな想像が表現された本は読む者に深い感動を与え、その感性や情緒を育みます。そして何よりも読書は著者という他者の知識や考えにふれ、それと向き合い考えることによって自己を変革形成していく、人の成長にとって重要な営みです。

豊かな語彙を獲得し、情緒を育み、様々な著者の知識や考えに触れて自己を形成していくことにつながる読書活動は、子どもにとっては、自己のアイデンティティを確立し、自ら考えて生きていく力を身につけた社会の一員となるための極めて大切な活動であるといえます。

しかしながら読書の習慣は多くの場合自然に身につくものではありません。子どもたちを成熟した社会の一員として迎え入れるため、私たちの社会が積極的に子どもの読書習慣を育み、子どもが自主的に読書を行えるよう環境を整備することが肝要です。

2 計画策定の経過

テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などによる子どもの「読書離れ」が指摘されていたなか、子どもの読書活動の推進をするための取組を進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。そして同法第8条の規定に基づき、平成14年8月に国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、成果と課題や子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成20年に第2次基本計画、平成25年に第3次基本計画を策定しました。

本県においては、平成17年2月に「滋賀県子ども読書活動推進計画」、平成22年3月には第2次計画を策定し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、また適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう、積極的にそのための環境整備を推進することを基本理念として取組を進めてきました。このたびこれまでの取組の成果と課題、諸情勢の変化を踏まえ、さらなる本県の子ども読書活動の推進をめざして、「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定します。

3 計画の性格と役割

(1) 計画の性格と役割

「滋賀県子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく計画であり、本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向や取組を示したものです。

また、本計画は、同法第9条第2項の規定に基づき、市町が子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定する際の基本となるものであり、各市町においても、それぞれの地域の状況等を踏まえて、市町子ども読書活動推進計画を策定されるよう期待します。

(2) 計画期間

平成26年度から概ね5か年とします。

第2章 第2次計画期間中の成果と課題

1 第2次計画期間中の主な取組

第2次計画は第1次計画の成果と課題を踏まえ、さらなる本県の子どもの読書活動の推進をめざして策定されました。基本目標「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」をめざして以下の3つの基本方針のもとに様々な取組を進めてきました。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

- 県立図書館では児童図書の全点購入や児童図書研究書の購入により資料整備を行い、貸出しをはじめ、おはなし会や児童図書のテーマ展示等を通じて子どもへのサービスを行っています。
- 県や関係団体主催のイベント等で、おはなし会などの読書関連事業が公立図書館やボランティアによって開催されています。
- 県教育委員会と県公共図書館協議会の連携により、学校と地域で学校図書館を改造するワークショップの取組を始めました（平成25年度～）。
- 高校生の読書率の向上にむけてビブリオバトル^{☆1}普及の取組を始めました（平成25年度～）。
- 司書教諭等連絡協議会の開催により、司書教諭^{☆2}の職務や学校図書館の運営・利活用等について協議し、研修を行っています。
- 市町の公立図書館では、貸出しやおはなし会等の開催のほかに、学校のクラスや学校図書館への団体貸出し、学校や幼稚園・保育所への出張おはなし会やブックトーク^{☆3}などを行い、地域の子どもの読書活動を推進しています。
- 学校では朝の読書活動^{☆4}などの一斉読書活動を実施し、児童生徒が本に親しむ指導を行っています。
- 11学級以下の小中学校における司書教諭の発令や、小中学校への学校図書館への学校司書^{☆5}の配置も徐々に行われています。

☆1 「ビブリオバトル」：書評合戦とも呼ばれる。各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度で紹介し合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。

☆2 「司書教諭」：学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務にあたる職員のこと、教諭であることが前提。平成15年4月1日からは12学級以上の学校に司書教諭を配置することが義務付けられた。

☆3 「ブックトーク」：1つのテーマに従って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

☆4 「朝の読書活動」：学校で始業前に、児童生徒が、自分で選んだ読みたい本を読むなどの活動。

☆5 「学校司書」：司書教諭等と連携・協力し、学校図書館の運営・活用に関する専門的業務を担当する事務職員。平成26年6月に学校図書館法が一部改正され配置の努力義務が規定された。同法附則において「職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、（中略）学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

(2) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

- 教職員を対象に「子ども読書学習講座」を開催し、子どもの読書に関する基礎的な知識や読み聞かせ等の技術の習得を図っています。
- 読み聞かせ等のボランティア活動を行っている地域の方々が活動の質をさらに高めるための、「子ども読書ボランティアステップアップ講座」を開催しています。
- 学校図書館と地域の連携をさらに進めるために県内のモデル的な事例を紹介し協議する、「学校・図書館・ボランティアを結ぶ実践発表会」を開催しています。(平成22年度～)
- 文部科学省委託事業「子どもの読書活動の推進「読書コミュニティ拠点形成支援事業」」を受託し、ビブリオバトルの普及を図るフォーラムと高校生ビブリオバトル大会を開催しました。(平成25年度)
- 公立図書館と学校図書館の連携において、公立図書館が学校司書等の派遣を行う等、学校図書館の改善に向けた取組も行われた自治体があります。
- 公立図書館職員と教員による連携推進委員会の組織や、学校図書館運営会議への公立図書館司書^{☆1}の参加を行う等の連携が実施される自治体もありました。
- ほとんどの自治体で読書ボランティアの活動により、公立図書館や学校で読み聞かせ等の活動が行われています。
- 図書館まつり等を地域のボランティア等と連携して開催し、子どもや保護者に対して図書館への関心を高める活動を行っている自治体があります。
- 地域のボランティアが連携して、「子どもゆめ基金」^{☆2}の助成を活用した子ども読書関連事業を開催しました。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

- 「におねっと」^{☆3}上のサイト「子ども読書活動支援センター」において、県の取組の紹介や県内の図書館ボランティア団体等の情報提供を行いました。
- しが子ども読書活動推進協議会と連携・協力して、子ども読書活動啓発冊子の改訂作業を行い、乳幼児の保護者や学校のクラスに配布を行いました。また冊子の電子版を「子ども読書活動支援センター」のサイトに公開しました。
- 県立図書館において県内児童図書関係行事一覧表を作成し、関連機関へ配布したり図書館のホームページや「におねっと」上に掲載したりして情報提供を行いました。

☆1 「司書」: 図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。図書館職員のうち、図書館の管理運営、資料の収集・整理・保存・閲覧・貸出、レファレンス・サービス等固有の専門的業務について豊富な知識、技能を有する職員。(資格職)

☆2 「子どもゆめ基金」: 独立行政法人国立青少年教育振興機構に設けられていた基金で、青少年教育に関する団体が行う子どもの体験活動や読書活動の振興を図る活動等に助成を行っている。

☆3 「におねっと」: 県内における生涯学習に関する様々な情報をインターネットを活用して提供するため、県教育委員会が運営している学習情報提供システム。

- しが子ども読書活動推進協議会において計画の進行管理や関係機関の情報交換等を行いました。
- 子ども読書の日^{☆1}や読書週間には県内の学校や図書館で関連行事が行われ、子どもの読書に関しての広報・普及を行いました。
- 多くの市町において、ブックスタート^{☆2}関連事業が実施され、保護者に対する啓発活動が行われました。

☆1 「子ども読書の日」：4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により制定された。

☆2 「ブックスタート」：保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、絵本を通じて親子のふれあいを深め、子どもの言葉と心をはぐくむことを支援するために、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡し取組。

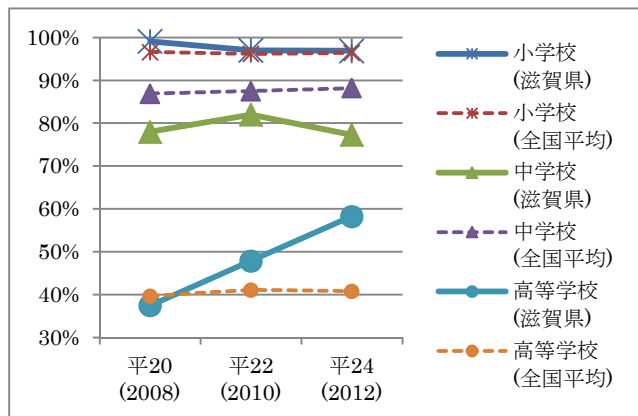
2 指標の推移からみた成果と課題

第2次計画では第1次計画に引き続き、子どもの読書活動推進の推移を測る数値として6つの指標を設定し、計画の進行管理を行ってきました。

(1) 第2次計画期間中の指標の推移

ア 全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合

全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合は、高等学校で伸びがみられ、目標値を達成したものの、小学校は高い値ながらほぼ横ばい、中学校では減少しました。



小学校 ()内全国平均

平成 20 年	平成 24 年	第 2 次計画目標
99.1% (96.6%)	96.9% (96.2%)	100%

中学校 ()内全国平均

平成 20 年	平成 24 年	第 2 次計画目標
78.0% (86.9%)	77.3% (88.2%)	90.0%

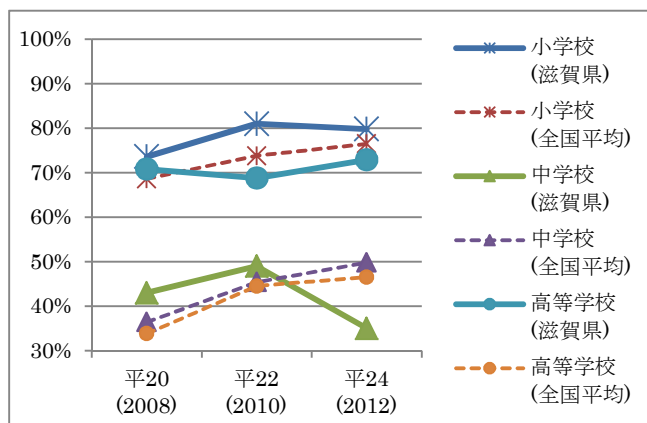
高等学校 ()内全国平均

平成 20 年	平成 24 年	第 2 次計画目標
37.5% (39.7%)	58.3% (40.8%)	40.0%

(文部科学省：学校図書館の現状に関する調査 (隔年実施))

イ 公立図書館との連携を実施している学校数の割合

公立図書館との連携を実施している学校数の割合は、小学校・高等学校で全国平均を上回る高い値を示していますが、中学校では平成22年以降割合が低下し、全国平均を大きく下回りました。



小学校 ()内全国平均

平成 20 年	平成 24 年	第 2 次計画目標
73.6% (68.6%)	79.8% (76.5%)	80.0%

中学校 ()内全国平均

平成 20 年	平成 24 年	第 2 次計画目標
43.0% (36.4%)	35.0% (49.8%)	50.0%

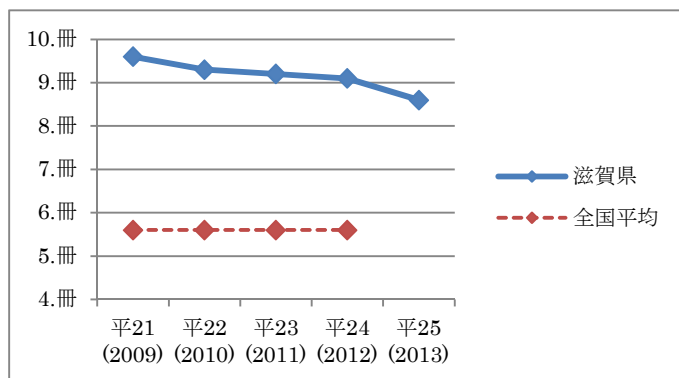
高等学校 ()内全国平均

平成 20 年	平成 24 年	第 2 次計画目標
70.8% (33.8%)	72.9% (46.5%)	75.0%

(文部科学省：学校図書館の現状に関する調査 (隔年実施))

ウ 県民一人が公立図書館で年間に借りている図書冊数

県民一人が公立図書館で年間に借りている図書冊数は、平成21年度をピークにやや減少し、目標値には届きませんでしたが、依然全国トップレベルの高い水準を保っています。



平成 21 年度 9.4 冊（全国平均 5.6 冊）



平成 25 年度 8.6 冊（全国平均 5.6 冊）

全国平均は平成 24 年度

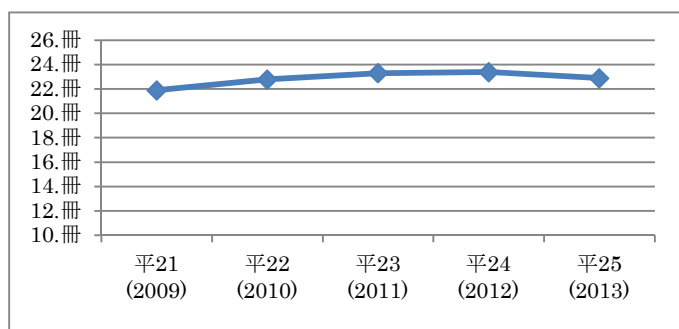
（第 2 次計画目標値：11.0 冊）

※平成 25 年度から人口に外国人を含む

（日本図書館協会：日本の図書館統計）

エ 児童図書の公立図書館での年間貸出冊数

公立図書館での 12 歳以下の児童 1 人あたりの児童図書貸出冊数は、目標値には達していませんでしたが、依然高い水準を維持しています。



平成 21 年度 21.9 冊



平成 25 年度 22.9 冊

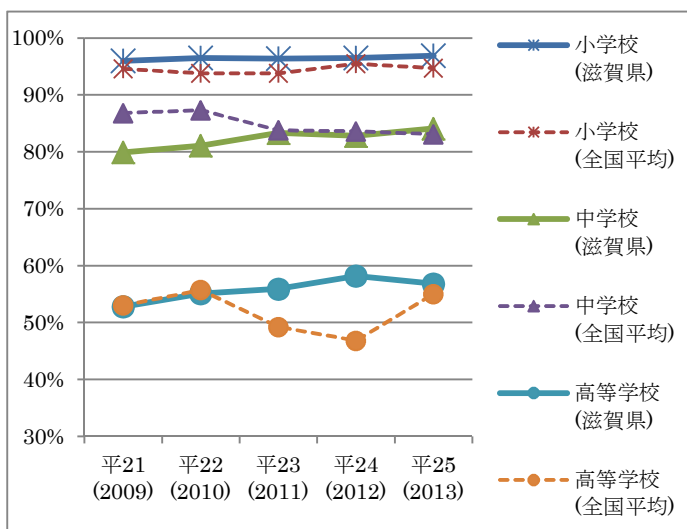
（第 2 次計画目標値：24.2 冊）

※平成 25 年度から人口に外国人を含む

（滋賀県立図書館調査）

オ 1 か月に 1 冊以上本を読んだ児童生徒の割合

1 か月に 1 冊以上本を読んだ児童生徒の割合は、第 2 次計画期間中に小学校・中学校・高等学校のいずれも増加し、すべての学校段階で全国平均をやや上回りました。学校段階が進むにつれて読書率が下がる傾向は全国と同様です。



小学校（ ）内全国平均

平成 21 年	平成 25 年	第 2 次計画目標
96.7% (95.0%)	96.9% (94.7%)	100%

中学校（ ）内全国平均

平成 21 年	平成 25 年	第 2 次計画目標
78.8% (85.3%)	84.1% (83.1%)	85.0%

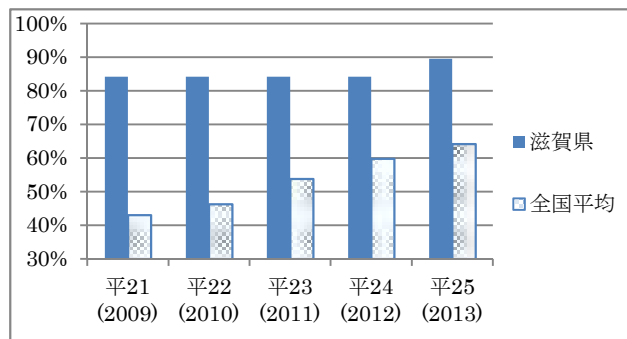
高等学校（ ）内全国平均

平成 21 年	平成 25 年	第 2 次計画目標
52.8% (48.5%)	56.8% (55.0%)	55.0%

（全国学校図書館協議会・毎日新聞社・滋賀県教育委員会：読書調査）

カ 子ども読書活動推進計画を策定している市町（村）数の割合

子ども読書活動推進計画を策定している市町数の割合は、平成25年度末現在で県内19市町のうち17市町において策定され、その割合は89.5%となりましたが、第2次計画期間中に未策定市町の解消にはいたりませんでした。



平成21年度 84.2% (全国平均 43.0%)



平成25年度 89.5% (全国平均 64.2%)

(滋賀県教育委員会調査)

(2) 指標の推移から見られる成果

- ・ 公立図書館における貸出冊数は、計画期間中も高い水準で推移し、平成24年度実績で県民一人当たり貸出冊数は全国一位を保持しています。また12歳以下の児童1人あたりの児童図書貸出冊数も高い水準を保っています。
- ・ 児童生徒の読書率は計画期間中に特に中学生・高校生で上昇し、いずれの学校段階においても全国平均を上回りました。
- ・ 市町における子ども読書活動推進計画の策定率は全国平均を大きく上回っています。

(3) 指標の推移から見られる課題

- ・ 一方で、学校における読書活動に関しては伸び悩みがみられます。平成24年度までの調査結果によると、全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合は高等学校で上昇し、目標値や全国平均値を上回りましたが小学校は高い値ながら目標に届かない状態、中学校においては割合が下がり、全国平均も下回っています。また公立図書館等との連携を実施している学校の割合は小学校・高等学校で全国平均を上回り、高等学校では高い割合となっている一方で、中学校では割合が減少し、全国平均を下回る結果となっています。
- ・ また、小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて読書率が下がる傾向は、本県でも全国と同様に見られます。

(4) 第3次計画において重点的に取り組むべき事項

以上のことから、第3次計画においては

- ・ 学校における読書活動の推進およびその拠点となる学校図書館の整備、
 - ・ 高校生の読書活動推進への働きかけ、
- について重点的に取り組む必要があると考えられます。

(1) 国民読書年の制定と取組

平成20年6月の国会決議により、平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。国では同年7月に文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」が設置され、平成23年9月に出された報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」において、人材育成や読書環境の整備等が提言されました。

滋賀県では、県公共図書館協議会主催で「国民読書年記念講演会」が開催されたのをはじめ、各市町においても図書館を中心に読書啓発の講演会やフォーラムなど記念事業が開催されました。

(2) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正

図書館法の改正（平成20年）と社会の変化や新たな課題を受けて平成24年12月に「図書館の設置運営上の望ましい基準」が改正されました。基準の対象に私立図書館が追加されたほか、運営状況に関する評価の実施やその結果の住民への情報提供、学習の成果を活用して行う多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、館長には司書資格を有する者を置くことなどが定められました。また、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、学校、民間団体等とも連携・協力し、地域の課題に対応したサービスを充実させることが定められています。

(3) 新学習指導要領の全面实施

平成20年及び21年に公示された学習指導要領では、「生きる力」を育むという基本理念を掲げ、子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を身につけさせるとともに、思考力・判断力・表現力などを育むため、各教科等で言語活動を指導上位置付けるよう定め、言語能力の育成のために学校図書館の計画的な活用による読書活動の充実を定めています。

また、平成20年に公示された「幼稚園教育要領」および「保育所保育指針」、平成26年に公示された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、子どもが絵本や物語等に親しめるようにすることを定めています。

(4) 著作権法の一部改正

平成21年、同24年に著作権法の一部改正が行われました。これにより図書館で障害者向け図書を作成するための複製が認められ、障害を持つ利用者へのサービス充実の可能性がひろがりました。また国立国会図書館がデジタル化した資料のうち絶版等の資料については図書館等へインターネット送信を行うことが可能になりました。

(５) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大

近年の情報通信技術の発達により、読書に関わるサービスにも新たな可能性がひろがっています。たとえば、電子書籍^{☆1}が次々に出版され、それを読むための電子端末も登場しました。また、スマートフォンやタブレット端末の普及が進むとともにソーシャルネットワーキングサービス^{☆2}も拡大し、場所にとらわれない情報の送受信が可能となってきています。先述した国立国会図書館のデジタル化資料の配信もその一つにあげられます。

(６) 学校図書館に関わる国の施策等

平成２６年６月に学校図書館法が一部改正され（平成２７年４月１日施行）、学校司書の法的位置づけが明確化されました。改正法では第６条で「(前略)専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」とし、同条第２項では、「国及び地方公共団体は、(中略)研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定しています。

また、平成２４年度からの学校図書館に対する地方財政措置では、これまでの学校図書館の蔵書の整備に加え、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置についても、財政措置がとられています。

(７) 国の第３次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

平成２５年５月に国の第３次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が改定されました。第３次計画では、「市町村における子ども読書推進計画の策定率の向上」や「不読率^{☆3}の改善」に対し具体的な数値目標を掲げ、国、地方公共団体、家庭、地域、学校間の連携を更に強化し、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図ることの重要性が強調されています。

(８) 「第２期滋賀県教育振興基本計画」の策定

滋賀県では、平成２６年３月に策定した「第２期滋賀県教育振興基本計画」の中で、子どもの読書活動は「確かな学力」を育むための基礎として、また生涯学習社会における主体的な学びの推進のために取り組むべき施策としてあげています。

☆１ 「電子書籍」：電子化された書籍データ。パソコンや携帯端末などにデータを取り込んで閲覧する。

☆２ 「ソーシャルネットワーキングサービス」：人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。

☆３ 「不読率」：１か月に１冊も本を読まない児童生徒の割合。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」

本県では、「すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり」をめざして、次の3つの項目を基本の方針とするとともに、子どもの発達の段階に応じた読書活動に配慮しながら、国および市町と協力して取組を進めてきました。第3次計画においても、引き続き基本方針を維持しながら、基本目標の達成にむけた取組を進めます。

2 基本の方針

（１） 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境づくりに配慮することが必要です。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの発達の段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める働きかけを行うことが肝要です。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を整えることが重要です。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動に資するため、子どもが読書に親しむ機会を提供し、それぞれが適切な本にめぐり会えるよう、子どもと本をつなぐ役割を果たす人材の育成等、人的な環境の整備に努めるとともに、施設、設備その他の物的諸条件の整備・充実に努めます。

（２） 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、文庫活動^{☆1}や読み聞かせボランティア等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要です。

このような観点から、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努めます。

☆1 「文庫」：主に子どもの読書を進めるために、個人あるいは地域のボランティアが集まって、地域の公民館や集会所、個人の家庭などで本の貸し出しやおはなし会を行う場、あるいはその組織。

（３）子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、県民の間に広く理解と関心を深める必要があります。

子どもは、大人から童話や民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていきます。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身につけさせる上で重要です。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

3 子どもの発達の段階に応じた読書活動

読書活動は、心身の成長発達と深く関わっており、子どもがそれぞれの発達の段階に応じて興味を持った絵本や本を読むことは、子どもの発達課題の達成を助けることになります。

一人の人間がどのように発達していくのかという観点から、各発達の段階に応じた子どもの読書活動を推進する環境づくりを進めていくことが必要です。

また、実際の子どもの発達の段階には個人差があることから、一人ひとりの発達に応じた読書活動となるよう配慮することも大切です。

（１）乳幼児期

胎児期から聴覚は機能し、０歳から言葉を聞く喜びが始まると言われています。「ブックスタート」のように、０歳からの絵本との出会いを大切にする取組も進められています。

乳幼児期は、人への信頼感や基本的な生活習慣を身につけるとともに、読書能力の土台を築く時期です。この時期の読み聞かせの積み重ねは、言葉の獲得や心の成長に効果があり、豊かな心と家族の絆をはぐくむことにもつながることから、家庭や地域が中心になって絵本等の読み聞かせなどを積極的に行うことが望まれます。

就学前は、自立心が芽生えはじめる時期であり、日常生活に必要な言葉はほぼ習得され、文字に興味を示すようになることから、子どもが自ら興味や関心に応じた絵本等を手にとり、読んだり書いたりできるような、子ども一人ひとりへの援助や環境を整えることが重要です。

（２）小学生期

小学生期は、生活環境が家庭から地域や学校へと広がり、社会的行動が著しく発展する時期であり、この時期に読書の喜びを知り、読書習慣を形成することはその後の人生にとって極めて重要です。

読書習慣の形成を図るためには、子どもの自主性や自発性も尊重しながら、学校で意図的・計画的な読書活動に取り組むことが大切です。また家庭や地域における読み聞かせなどを通

して、子どもが日常的に読書に親しむようにすることも必要です。

そのために、子どもの身近な読書施設である学校図書館を充実し、多様な読書活動を展開できるような環境を整えることが重要です。

（３）中学生・高校生期

思春期を迎えるこの時期は、自らのアイデンティティ^{☆1}を確立し、人生観、世界観の基礎を培う時期です。そのため、子どもたちが自らの読書生活を振り返り、読書の幅を広げ深めるなど、多様な読書活動を通して、豊かな感性・想像力・論理的思考力・語彙力などを育むことが重要です。

一方で部活動や生徒会活動等で学校での生活時間、家庭での学習時間が著しく増加する時期でもあり、読書に割く時間が減少する傾向にあります。この時期に読書活動への関心が薄れないよう、学校をはじめ、地域や家庭を通じた取組による継続的な読書への動機づけが必要です。

また、図書館等においては、子どもたちの自立した読書活動を進めるために、読書の幅を広げ、深めることのできる幅広い蔵書の整備や、個々の子どもに応じた適切なレファレンス^{☆2}・読書相談や情報提供ができる環境を整えていくことが大切です。

☆1 「アイデンティティ」：自分は自分であって、他の誰でもないことの確認。自己同一性。

☆2 「レファレンス」：利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。

【子どもの発達の段階に応じた読書活動への主な取り組み】

取組主体	発達段階	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期
	発達課題	・基本的信頼感、基本的生活習慣の形成 ・自我、自立心の芽生え	・社会的適応 ・自主性、自発性の形成	・アイデンティティの確立 ・人生観の基礎の形成
家庭	・日常生活の中で子どもが本に親しむ環境をつくる ・保護者自身も本に親しみながら、読み聞かせや本を話題にした会話などにより、子どもの読書習慣を形成する。	・乳幼児期から絵本の読み聞かせを行うとともに地域での読み聞かせやおはなし会へ親子で参加する ・公立図書館を有効に利用する	・「親子読書」や家庭における「読書の時間」などを生活の一環として位置づける。 ・家庭において本について話題にするなどして、子どもの本に対する関心を高める。 ・学校図書館や公立図書館を有効に利用する。	
地域	図書館	・子どもが学校外で本に親しむ場であり、地域での中核的な役割を果たす。	・絵本、児童書等の充実や児童室、児童コーナーを確保するとともに、おはなし会や展示会等を定期的に開催する。 ・子どもや保護者等への絵本や児童書等に関するレファレンス・読書相談や情報提供を行う。	・青少年向け図書資料の充実を図る。 ・中高生世代向けのコーナーの工夫やレファレンス・読書相談や情報提供を行う。
	児童館 公民館	・子どもが本に親しむ身近な施設として利用される。	・読み聞かせやおはなし会などの活動の場として活用を図る。 ・児童書等の整備や希望図書の貸出しなど読書環境の整備・充実を図る。	
	ボランティア	・文庫活動や読み聞かせなどの活動を通じて、子どもが本に親しむ様々な機会を提供する。	・文庫活動として、公民館、集会所等で絵本や児童書等の貸出しやおはなし会等を行う。 ・公立図書館や幼稚園・保育所、学校等と連携して、読み聞かせ等を行う。	
			・学校図書館の環境整備・運営等に協力する。	
学校等	幼稚園 保育所 認定こども園	・読み聞かせなど、本に親しむ機会を提供し、子どもの読書習慣を形成する。	・興味、関心、発達等に応じた絵本等や図書スペースを整備する。 ・発達の段階に応じた絵本等の活用を推進するとともに、保護者の理解を深めるため、読書活動への参加を促す。	
	学校	・学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する。	・低学年で本に親しみ、中学年で様々な領域の本を楽しむ。そして、高学年では考えながら本を読むというように発達の段階に応じた読書活動を行う。 ・朝の読書など、全校的な読書活動を充実する。	・中学校では読書を通して社会への目を開き、高等学校では、主体的な読書の深化と領域の拡大を図るというように発達の段階に応じた読書指導を推進する。 ・朝の読書などにより、生涯学習につながる読書習慣を形成する。 ・中高生自身が本に対する関心を広げ、主体的な本の選択ができるようにするための支援を行う。
			・公立図書館やボランティアとの連携を工夫しながら、読書センター・学習情報センターとしての機能をもつ学校図書館の充実をめざす。	

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭の役割

家庭は、子どもにとって生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごすなかで自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。

そのためには、保護者が子どもの成長にあわせて、読み聞かせをしたり、いっしょに本を読んだりするなど、子どもが日常生活の中で本に親しむような工夫や配慮が必要です。

また、保護者自身も日頃から読書に親しみ、読んだ本について紹介しあったり語り合ったりすることは、子どもが新たな読書分野を発見したり読んだ本への理解を深めたりすることにつながり、子どもの自己形成に大きな役割を果たします。

現状と課題

■ テレビの多チャンネル化、テレビゲーム、インターネット、携帯電話やスマートフォンなどの著しい普及は、子どもたちの生活環境を大きく変化させています。こうした生活環境や家庭環境の変化は、子どもたちが本に興味を持ち、本に親しむ機会を妨げる一因となっています。家庭において、これらの利用に一定のルールを設け、読み聞かせ等により幼少期から読書に対する興味を持たせることは、子どもが自主的に読書活動を行う習慣を形成するうえで大切なことです。

■ 公立図書館や公民館等では、親子で参加できる読み聞かせ会等が開催されていたり、地域によっては、保健センター等で行われる乳幼児の定期健診時にブックスタート関連事業が取り入れられてきています。

■ P T A活動や乳幼児健診、就学時健診等の機会を活用した家庭教育や子育てに関する講座、研修会等が各地域で開催されており、読み聞かせや読書の重要性をテーマとした研修会も行われています。

■ 家庭において、子どもの読書習慣を形成するためには、子どもへの働きかけとともに、様々な機会を通して読み聞かせや読書の重要性について保護者に働きかけていく必要があります。

■ また家庭に本がある環境、本について語り合う環境をつくるため、保護者自身の読書活動に対する啓発・推進も重要であり、公立図書館は子どもとともに保護者層への利用のはたらきかけも行う必要があります。

施策の方向

(1) 子ども読書活動推進啓発冊子等による啓発および情報提供

家庭における子どもの読書習慣の形成を図るため、子どもの発達段階に応じた啓発冊子をして子ども読書活動推進協議会と連携・協力して作成・配布、ホームページ上で公開するこ

となどにより、子どもや保護者への啓発および情報提供を推進します。

（２） 保護者に対する読書活動への理解の促進

ブックスタート関連事業や、ＰＴＡ活動等の保護者を対象とした講座や研修会で、子どもの読書の重要性やそこにおける家庭の役割を啓発することにより、保護者への理解の促進や家庭での読書活動の推進を図ります。

また、児童館、放課後児童クラブや子育てサークルなどに対して、子どもの読書活動に関する情報提供を行うことにより、家庭における読書の重要性の普及・啓発に努めます。

学校においては、学校だより等を活用して読書の重要性を啓発したり、様々な読書活動への親子での参加の呼びかけを通じ、保護者に対して読書活動の重要性の理解を促進します。

（３） 公立図書館の利用促進

公立図書館において、親子で参加できるおはなし会の開催や児童書や親世代に向けた図書の情報を積極的に発信することによって来館を促し、貸出しサービスを行うことによって家庭での読書活動を支援します。

（４） 読み聞かせ会等の実施

児童館、公民館等での親子で参加できる読み聞かせ会、おはなし会などの実施を促進するとともに、県や関係団体で行うイベント等にもおはなし会等のプログラムを組み入れるなどし、それら行事の情報提供に努めます。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 公立図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館の役割

公立図書館では、子どもたちは豊富な蔵書の中から自由に読みたい本を選び、読書に親しむことができます。また専門職である司書が読書に関する相談やレファレンスに応じ、子どもたちをよりふさわしい本へと導く手助けをします。さらに読み聞かせ会等の実施や展示などで本の楽しみを子どもたちに伝えます。

そのほかにも、読書ボランティアへの活動の場の提供、学校等との連携により子どもへのサービスを行うことなどが「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」でも定められています。

公立図書館は、司書の専門的立場からの助言や豊富な蔵書を活用した資料の提供によって各地域の様々な読書活動を支援するなど、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されます。

現状と課題

■ 現在、県内には県立図書館を含め49の公立図書館が設置されており、平成25年度の児童図書総貸出数は、全体の約34%で、およそ410万冊にのぼります。10年前の平成16年度には、図書館数が44、児童図書貸出数が約382万冊でした。公立図書館数の増加とあわせて、図書館における資料の充実、さらには専門的知識を持った司書の配置、子ども読書に関する行事の拡大・充実等に力を注いできたことが、着実に児童図書の利用増に結びついたものと考えられます。

■ 市町合併等により、県内市町の図書館設置率は100%になりましたが、身近な地域で図書館サービスを受けられない子どもたちもいます。滋賀県の子どもたちが誰でも気軽に図書館を利用できるよう努めることが重要です。

■ 県はすべての子どもへのサービスのため、子どもたちにとって最も身近な市町立図書館に対する助言や支援を積極的に行う必要があります。そのために、県立図書館の蔵書や設備の一層の充実を図り、巡回協力車による資料提供、レファレンス等の援助を通じて、子どもの読書活動を直接・間接的にサポートしていく必要があります。

■ 自治体の財政事情により県や市町において図書購入費の確保が困難な中、幅広い資料要求に応えるため、県立図書館は従来の協力貸出とならんで、市町立図書館間の相互貸借等の連携協力を円滑に行うための体制を整備する必要があります。

■ 情報通信技術の進展にともない、公立図書館が利用できる録音図書等のデータベースの構築・提供が進んでいます。これらを積極的に活用することによってより幅広い資料要求に応えていくことが可能になります。

■ 急速に進みつつある社会のIT化の中で、公立図書館には、蔵書検索を始めとする基本サ

ービスについての情報を発信することや、誰もが多様な情報に迅速かつ容易にアクセスできる環境を整えることが求められています。

施策の方向

ア 子どもの読書の機会の提供

(ア) 子どもと本の出会いの場の提供

- a 県立図書館において、おはなし会や講座・展示等の行事を通じて、子どもと本の出会いの場を設けるとともに、市町立図書館においても、おはなし会の定期的な開催など、本に親しむ機会の提供に努めるよう働きかけます。
- b 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」^{☆1}には、県立図書館において、その趣旨に沿った案内・行事を行うとともに、市町立図書館にも働きかけます。
- c 県立図書館において、市町立図書館の児童サービスの現状把握に努め、情報やデータを整理して、その共有化や利用者への提供を図ります。

(イ) 児童図書に関するレファレンス・読書相談^{☆2}の充実

県立図書館において、子ども、大人を問わず、子どもの本に関わるレファレンスや読書相談を行います。また、必要に応じて、読書案内のためのリスト・児童室だよりなどを作成します。

さらに、図書館サービスの向上が図られるよう市町立図書館における児童図書に関するレファレンス・読書相談などの支援に努めます。

(ウ) 障害のある子どもや外国人児童に対する図書館サービスの充実

県立図書館において、障害のある子どもや外国人児童などの読書活動を支援するため、利用に関するニーズを把握し、「サピエ図書館」^{☆3}等外部のデータベース等も活用しながら点字図書、録音図書、外国語図書等の収集・提供に努めます。

イ 子どもの読書のための諸条件の整備・充実

(ア) 蔵書の整備・充実

- a 県立図書館において、児童図書の全点購入を行い、資料の網羅的な収集・保存を図ることによって、市町立図書館、学校図書館、文庫等の活動や子どもの読書に関わる人々の研究を支援します。
- b 県立図書館において、子どもの読書活動に関わる人々を支援するため研究書の収集・充実に努めるとともに、広く関係情報を集めて提供します。

☆1 「子どもの読書週間」：子ども読書の日を含む4月23日～5月12日までの3週間。（社）読書運動推進協議会が定めた。

☆2 「読書相談」：利用者が読みたい本を選んだり、必要な資料を探したりするのを援助する図書館サービス。

☆3 「サピエ図書館」：視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録情報やデータを提供する、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース。

- c 県内各市町の子どもにとって本と出会う身近な場である市町立図書館においても、幅広い児童図書の収集と蔵書の充実を働きかけます。
- d 市町立図書館間の相互貸借体制の推進により、資料提供体制の充実に努めます。

(イ) 子どものための読書スペースの充実

子どもに対するサービスの充実に資するため、県立図書館において、館内の児童室や児童コーナーの充実に努めるとともに、市町立図書館においても、児童室等が充実されるよう働きかけます。

(ウ) 司書の配置と専門性の向上

- a 司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で、極めて重要な役割を果たしており、すべての市町立図書館において専門知識を持った司書が適切に配置されるよう促します。
- b 市町立図書館の司書の専門的知識・技術の研鑽と向上のために、各種研修の充実と参加促進に努めます。

(エ) 情報化の推進

児童図書の蔵書・貸出情報やおはなし会の開催などに関する情報等の提供が、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしていることから、県立図書館において、さらに利用しやすいホームページや利用者用コンピュータの設置等とともに、公立図書館や大学図書館等の県内にある図書館の蔵書をインターネットで一元的に検索できる横断検索システム機能の充実を推進します。また、市町立図書館においても、インターネット等で検索できる情報検索システムの拡充や利用者用コンピュータの設置など、さらなる情報化が図られるよう働きかけます。

(オ) 公立図書館間の協力等の推進

- a 県立図書館において、巡回協力車による資料提供、レファレンスの援助、司書の研修等を通じて、市町立図書館の児童サービスを支援します。
- b 県立図書館は、市町立図書館相互の協力体制を支援するシステムを整備し、市町立図書館間の情報交換や相互貸借の円滑化に努めます。

(カ) 全域サービスの推進

市町立図書館に対して、分館・サービスポイント^{☆1}の設置やBM^{☆2}（移動図書館車）の運行等により域内全域で読書環境の充実が図られるよう促します。

(キ) 学校や地域の読書活動への支援

市町立図書館の行う、市町の学校・幼稚園・保育所や児童館等、また地域で行われる読書活動への支援や、病院等における入院児童等に対する支援を促すとともに、県立図書館は市町立図書館のそのような活動のバックアップに努めます。

☆1 「サービスポイント」：市民が図書館サービスを受けることができる施設。

☆2 「BM」：BOOK MOBILE（ブックモバイル）の略。自動車文庫や移動図書館車等と訳される。学校・幼稚園・保育所等や図書館から遠方にある地域等に図書館の本を搭載した自動車で出かけ、その場で貸出・返却を行う。

（２）児童館や公民館における子どもの読書活動の推進

児童館や公民館の役割

児童館や公民館は、地域住民の学習活動や子どもの健やかな成長を目的とした誰もが利用できる施設であり、子どもの読書活動推進の一翼を担うことが期待されます。

これらの施設では、子どもが本と出会い親しむことができる場所となるよう、環境整備に努めるとともに、読書活動の普及・啓発に努めていくことが求められます。

現状と課題

■ 児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、図書室の設置が義務付けられています。

■ 児童館は現在県内に３９館あり、その図書室は、地域の身近な読書活動の支援の場になっており、絵本等の児童図書の貸出しやそれらを活用した様々な活動が行われ、読み聞かせやおはなし会などの活動は、子どもが読書に親しむ契機になっています。

■ 子どもの読書活動を推進する上で、児童館には、図書室を気軽に活用でき、子どもにとって身近に感じられる読書施設としていくことが求められます。

■ 公民館は、社会教育法に基づく住民にとって身近な社会教育施設で、現在県内に１４９館（類似施設を含む。）あります。地域において子育てサロンなど保護者を対象にした講座の開催や、ボランティアによる読み聞かせ会等が行われています。

■ 公民館には、その事業等を通して子どもの読書活動に対する理解を深めるとともに、公立図書館とも連携しながら、ボランティアによる読み聞かせ会等、地域住民による子どもと本をむすぶ様々な活動の場を提供することにより、地域の子どもの読書活動を推進することが期待されます。

施策の方向

ア 子どもが読書に親しむ機会の提供

（ア）子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書への興味・関心を高めるため、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動が推進されるよう促します。

（イ）読み聞かせやおはなし会等においては、関連図書の展示などにより、子どもの本に対する興味を広げられるような活動を、公立図書館と連携して行えるような工夫を促します。

イ 読書環境の整備・充実

（ア）図書を気軽に閲覧できるような配慮、希望図書の貸出しの実施など、子どもが気軽に読書に親しむことができるような環境づくりを促します。

（イ）蔵書の整備を図り、子どもが親しめるよう配架の方法を工夫するなど、図書室の充

実を促します。

ウ 職員等の知識・技術の向上

職員等の読み聞かせ等の知識・技術の習得あるいはその向上を目的とした講習会や研修会への積極的な参加を促します。

(3) 文庫活動や読み聞かせボランティアなどによる子どもの読書活動の推進

文庫活動や読み聞かせボランティアの役割

地域の文庫活動や読み聞かせボランティアは、学校・図書館・公民館等と連携しながら子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を深めたり、子どもが読書に親しむ機会を提供したりするなど、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を果たすことが期待されます。

現状と課題

■ 文庫活動や読み聞かせボランティアなどは、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。

■ 子どもの読書活動の重要性の理解や読み聞かせ等の技術の向上のために、ボランティアを対象とした研修の機会を設けることが重要です。

■ 第2次計画初年度の平成21年度に行った調査（「読書活動団体等の調査」県教委生涯学習課）では、子どもを対象とした読書関係のボランティア活動を行っている団体が299団体、会員が4,008人であったのが、ボランティア養成講座やさまざまな子ども読書活動推進の取組により、平成25年度に行った同調査では、387団体に増加し、会員数も4,903人に増えました。より一層、身近な地域で文庫活動や読み聞かせ等が行われる環境づくりが進んできたと言えます。

■ 改正された「図書館法」や「図書館の設置及び運営に関する望ましい基準」では、ボランティア活動の機会や場所を提供することが定められています。

■ 文庫活動や読み聞かせボランティアなどが主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、県全体の子どもの読書活動の一層の推進に資することになることから、文庫活動や読み聞かせボランティアなどの団体間の連携・協力が図られることが望まれます。

施策の方向

ア 読書ボランティア（リーダー）の養成

文庫活動や読み聞かせなどの活動の一層の充実を図るため、活動を行っている人や、これから活動をしたいと考えている人を対象にした養成講座やスキルアップ講座の開催を推進します。

また、読書ボランティアが集まり、互いに連携して活動の情報や実践を交流し合う機会を

提供します。

イ 情報の収集・提供

文庫活動や読み聞かせボランティアなどの活動を支援するため、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」上のサイト「子ども読書活動支援センター」により、県内の文庫活動や読み聞かせボランティアなどに関する情報をはじめ、子ども読書活動に関わる情報を収集・提供することにより、各地域での活動の充実を促します。

ウ 学校、図書館等との連携等ボランティア活動の場の提供

モデル的な実践事例の紹介などにより、文庫活動や読み聞かせボランティアなどと学校、図書館等との連携・協力を促進します。

特に市町立図書館においては、読み聞かせ等の読書ボランティア活動と連携して、ボランティア活動の機会や場所が提供されるよう促します。

県や関係団体が行う子どもを対象とした催しの際、図書館やボランティアと連携したおはなし会等子ども読書に関する行事が行われるよう情報提供や調整に努めます。

エ 国や民間の助成の活用

国の民間団体に対する支援策である「子どもゆめ基金」や民間の子ども読書活動への助成等の周知に努め、その活用を奨励することにより、子どもの読書活動を推進する活動の充実を促します。

(4) 関連機関・団体等との連携によるこどもの読書活動の推進

関連機関等の役割

青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター等の関係機関なども、子どもの読書活動に関する理解や関心を深めるとともに、子どもが本に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を果たすことが期待されます。

民間企業においては、地域と連携した活動の際、店舗のスペースをおはなし会等に提供したり、ワークライフバランスや子育て支援を推進するなかで、そこではたらく大人たちに対して子どもの読書活動の意義についての啓発活動などを進めたりすることが期待されます。

現状と課題

- 県の関連団体が主催するイベント等に読書ボランティアが公立図書館と連携しておはなし会等を行う機会が増えてきています。
- 地域で行われるイベント等で、民間企業の店舗やスペースを利用して、読書ボランティアと各種の団体等が連携した子ども読書関連の企画が実施される事例があります。
- 公共図書館および児童館・公民館、読書ボランティア等による様々な取組みによって、地

域における子どもの読書活動の推進が図られてきましたが、さらに子どもの読書環境を整備・推進するために、関連団体や民間企業などいろいろな分野の機関との連携が進められ、活動の場の拡大を図ることが期待されます。

施策の方向

ア 子どもが集まるところに本がある環境づくり

子どもの身近なところに本がある環境づくりを推進するために、図書館の団体貸出制度の活用や文庫活動等との連携により、絵本や児童書が設置されるような取組みを促します。

また、子ども会や自治会、さらには地域の企業等との連携など、幅広い方策を検討し、子どもが集まるところでおはなし会等の読書活動が行われるような工夫を促します。

イ 関係機関とのネットワークの強化

健康医療福祉部局との連携により、乳幼児健診時に保護者向けの子ども読書啓発冊子を手渡してきており、こうした機会にあわせて関係機関・団体との連携によるブックスタート等の事業を実施するなど、啓発方法の工夫を働きかけます。

また、滋賀次世代文化芸術センター等関連団体と連携し、様々な事業の中に子ども読書関連の催しを出展するなど、子どもが読書にふれる機会を増やします。

ウ 民間企業の子育て研修との連携

滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ^{☆1}）の普及などにより、家庭教育に理解を示す企業・事業所等が増えています。このような企業・事業所等との連携を進め、子ども読書の啓発チラシ等の情報提供をすることにより、働く大人たちや子育て期の保護者層に子ども読書活動の重要性についての理解を促進します。

☆1 「しがふぁみ」：家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに、経営者・従業員をあげて自主的に取り組む企業と滋賀県教育委員会が協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進する制度。（H18年度～）

3 学校等における子どもの読書活動の推進

学校等の役割

学校では、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担ってきました。

平成20年・21年に公示された学習指導要領においては、「言語の力を使って子どもたちの思考力・判断力・表現力などを育む」ため各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、その際に「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」に配慮するよう求めており、学校図書館や読書活動の位置づけはますます重要なものになっています。

そこで、学校図書館の「読書センター」^{☆1}や「学習情報センター」^{☆2}という役割を再認識し、それらの機能を活用した授業のあり方をより一層工夫し、すべての教育活動を通じて児童生徒が読書に親しむことのできるようにすることが大切です。

そのためには、学校図書館の年間運営計画を立て、その機能を活用する学習指導、読書指導等に協力するなど、学校図書館の運営・活用に中心的な役割を担う司書教諭と資料の紹介、提供、情報サービス、広報、資料整備等実際の学校図書館サービスを専ら担う学校司書の配置は不可欠です。

司書教諭や学校司書が核となって学校図書館を運営し、教員と連携して全校的な読書活動を意図的・計画的に実施すること、公立図書館と連携したり読書ボランティアの協力を求めたりすることによって多様な読書活動を展開すること、保護者に呼びかけ家庭における読書習慣を確立することなどが求められています。

また、幼稚園・保育所・認定こども園は、幼児期に絵本の読み聞かせなどにより、本に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、その後の読書活動の基礎を築く、大切な役割を果たしています。

(1) 小中学校における子どもの読書活動の推進

ア 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

現状と課題

■ 本県の児童生徒の不読率は平成25年度で、小学生3.1%・中学生15.9%と全国平均より低く抑えられた値を示す成果をあげています。

■ 学校においては、子どもたちが読書に対する興味・関心を高めたり、図書を有効に活用したりできるように、各教科等の指導計画に読書活動を組み込んだり、学校図書館や公立図書

☆1 「読書センター」：学校図書館が、日々の生活の中で児童生徒が読書を楽しむ場であり、また豊かな感性や情操を育む読書指導の場としての機能を果たすこと。

☆2 「学習情報センター」：学校図書館が、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する場であり、また必要な情報を収集・選択・活用できる場としての機能を果たすこと。

館から借り出した図書等を活用した授業を行ったりするなど、様々な学習活動で読書活動が展開される工夫に取り組んできました。今後も、これらの取組を着実に積み重ねていくことが大切です。

■ 本県で「全校一斉の読書活動を実施している」学校は、公立小学校で96.9%、公立中学校で77.3%となっています。第2次計画期間中、小学校の実施率はほぼ横ばい、中学校では低下し、中学校の実施率は全国平均を下回る結果となっています（平成24年5月実施「学校図書館の現状に関する調査」による）。

■ 全校一斉の読書活動は、それまで日常的に読書に親しんで来なかった児童にも一定時間本に接する機会を設けることができるため、すべての子どもに読書の習慣付けを図るうえで有効な取組といえます。特に、朝の読書活動の取組は、落ち着いた雰囲気での一日のスタートを迎えられるという効果があり、学校生活のリズムづくりという観点からも推進します。一斉読書活動が学校・学級・学年によって取組の度合いに大きな違いが出ることにないように、発達の段階に応じた読書が系統的に行われるような指導計画を作成するなど、読書活動の意義について全教職員の意識を高めていく必要があります。

■ 一斉読書活動以外には、読み聞かせやブックトーク、推薦図書コーナーの設置などを実施している学校があり、これらの活動を含めると読書活動を行っている学校の割合は小学校100%、中学校93%となります。一斉読書と合わせて、これらの取組を継続していくことが必要です。

■ 「友だちにすすめたい私の好きな本」、「〇〇先生がすすめる本」、「図書委員会による選書100」といったブックリストを用意し、それらの本がいつでも手に取れるようにしておくことも有効な取組です。

■ 読書活動の場を広げることにより、子どもたちが読書に親しむ態度を育成し読書習慣を形成することが求められています。

施策の方向

（ア）学校の体制づくり

a 学校全体で取り組む学校図書館の整備・充実と読書活動の推進

すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるようにするために、図書資料の充実や蔵書のデータベース化等の環境整備を進め、図書館運営委員会等校内組織の充実を図るとともに、学校図書館の活用に関する校内研修を実施したり校外研修への参加を促進したりします。

b 図書館教育全体計画の見直し、年間指導計画の充実

長期的なビジョンに立ち、教育目標の実現に寄与し子どもの読書活動や学習に役立つ学校図書館づくりを学校の教育計画に位置づけること、各教科等の年間指導計画に学校図書館の活用や読書活動の推進を位置づけることを促進します。

また、司書教諭や学校司書等が核となって、学校図書館を活用した授業改善の方策や実践に取り組むように努め、優れた実践事例を紹介することにより学校図書館の活用の普及・啓発に努めます。

c 読書活動の充実に向けた指導と助言

担当指導主事による学校訪問の際には、学校図書館に関する状況を把握するとともに、読書活動の推進についての指導と助言を行います。

(イ) 読書指導の充実

a 指導計画への位置づけ

各教科等の指導計画に学校図書館の計画的な利用やその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動ができるよう推進します。

b 朝読書、読み聞かせ等の実施

児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を形成することが大切であり、学校をあげての取組として、朝の読書活動をはじめとする全校一斉読書や読み聞かせ・ブックトーク等の取組の一層の普及に努めます。

また、地域や保護者のボランティアによる読み聞かせなどとも積極的に連携して進めます。

c 特別な支援を要する児童生徒の読書活動の充実

障害の種類や程度、発達の段階に応じ、一人ひとりの興味・関心を喚起することができるよう、読み聞かせなどに取り組み、学習の場や日常生活で本にふれる機会を多く設定するよう努めます。

d 推薦図書や必読図書の選定

しが子ども読書活動推進協議会と連携して作成する子どもの発達の段階に応じた啓発冊子を活用したり、学校が子どもの実態に応じて独自に推薦図書、必読図書を選定したりして、読書への啓発に努めます。

e 先進的な取組の紹介

4月23日を含む読書活動期間の設定など、すべての学校で「子ども読書の日」にかかる取組を行っているところです。そうした取組事例や子どもの読書活動優秀実践校の実践事例など、小・中学校を含めた優れた実践事例を紹介することにより、各学校で多様な読書活動が展開されるように努めます。

f 図書委員会活動の活性化

児童生徒による図書委員会が主体的に取り組む活動の交流や情報交換を促します。

イ 学校図書館の整備・充実

現状と課題

■ 学校における「読書センター」や「学習情報センター」として、学校図書館は極めて重要な役割を果たします。

■ 子どもの読書活動を多面的に進めたり、各教科等で学校図書館の機能を活用した学習活動を展開したりするためには、それに応えることのできる図書資料の整備および人的配置が第一に求められます。

■ 本県における学校図書館の状況は、平成24年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）によると、資料整備の面において、学校図書館図書標準^{☆1}を達成している学校の割合は小学校で42.1%・中学校で33.0%で全国平均をそれぞれ約14ポイント下回っています。人的配置の面では12学級以上の学校では司書教諭はすべての学校で発令されていますが、11学級以下の学校では小中学校で20～23%です。ただし、司書教諭の授業時間数の軽減をしている学校数の割合は小学校2.6%、中学校1.0%となっています。また学校司書の配置は小学校で28.9%・中学校で24.0%とそれぞれ全国平均の47%台を大きく下回っています。

■ また、平成25年度の読書調査では本県の児童生徒の平均読書冊数は小学生8.3冊、中学生2.9冊となっており、それぞれ全国平均の10.1冊、4.1冊を下回っています。子どもがより多くの本とめぐり合うことができるよう、最も身近な読書施設である学校図書館の資料整備と11学級以下の学校への司書教諭の発令、司書教諭の授業時間数を軽減するなどの負担を減らすこと、および、学校司書の配置を進めていくことが必要です。

■ 平成26年6月に学校図書館法が一部改正され、学校司書が法的に位置付けられました。改正法では学校には学校司書を置くよう努めなければならないこと、国および地方公共団体は学校司書の資質向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない、と規定されています。

■ 平成24年度からの国の学校図書館関係の財政措置^{☆2}では、「学校図書館図書整備5か年計画」による図書資料の整備および新聞の配備のための措置とならんで、学校司書の配置のための財政措置もなされています。これらの積極的な活用により、学校図書館の蔵書を魅力あるものに整備し、学校司書を配置して、学校図書館の利用が促進されるようにすることが求められます。

■ 司書教諭や学校司書の役割についての理解促進や資質の向上を図るための研修や優れた取り組みの実践を広報する場をさらに拡充していく必要があります。

■ 司書教諭や学校司書等が活動の中心となって計画的な学校図書館の運営やサービスの改善・充実を行うとともに、学校図書館を使った調べ学習等授業への活用や多様な読書活動を実施していくことが必要です。また空き教室を読書スペース等としての活用を図ることなど、物的条件の整備に努めることも望まれます。

■ 蔵書のデータベース化を進め、学校図書館と地域の公立図書館をネットワークで結び、図書資料の有効活用を図る取組を進める地域もありますが、こうした地域がさらに増えるとともに、様々な実践事例を電子情報化して交流するなどの工夫をしていくことが望まれます。

☆1 「学校図書館図書標準」：公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、文部省（平成5年当時）が定めた学校種・学校規模別（学級数）の蔵書冊数。

☆2 「国の学校図書館関係の財政措置」：平成24年度からの5年間、単年度で蔵書整備のため約200億円、新聞配備のため約15億円、学校司書配置のために約150億円が地方財政措置されている。これらは用途を特定せず、いわゆる一般財源として地方公共団体に交付されるもので、実際の学校図書館関係予算に使うためには、各市町において予算化が図られることが必要となる。

施策の方向

(ア) 資料・設備の充実

a 学校図書館図書整備 5 か年計画に基づいた蔵書の整備

各市町に対しては、「学校図書館図書標準」の達成を実現するために、国の学校図書館図書整備 5 か年計画による地方交付税措置により必要な予算措置を講じ、図書資料の整備・充実に努めるとともに、内容が古くなり、利用価値が乏しくなった図書等については、より利用価値の高い図書に更新するなど、図書資料の選択と整理を計画的にすすめられるよう働きかけます。

b 図書資料等の充実

しが子ども読書活動推進協議会と連携して作成する啓発冊子の活用を図るとともに、学校独自で読みたくなる本や学習に役立つ本を中心に自校の児童生徒に必要な図書を選定し、計画的な図書資料等の充実を促します。

c 施設・設備の整備・充実

(a) 子どもたちが、行きたくなる、本が読みたくなる学校図書館になるように施設・設備の充実を促すとともに、空き教室等の有効活用などによる読書スペースの整備・充実を進めるなど、常に本を手にとることができる読書環境づくりの工夫に努めます。

(b) 教職員や児童生徒が、地域の公立図書館やボランティアの協力を得ながら、学校図書館のレイアウトの変更や不要図書の除籍、わかりやすい配架等を行い、使いやすい図書館をつくる取組を進めるとともに、事後の働きかけにより、読書活動および調べ学習等の授業への活用を促します。

d 学校図書館の情報化

学校図書館の情報化を図るため、学校図書館にコンピュータを整備し、蔵書のデータベース化を進めます。

(イ) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進

a 司書教諭の位置付けの明確化

学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図るよう努めます。

b 司書教諭の配置促進

司書教諭は、平成 25 年度現在 12 学級以上の全ての学校で配置されていますが、12 学級未満の学校においても司書教諭が配置できるよう学校図書館にかかわる人づくりに努めます。

c 学校司書の配置促進

学校図書館活動の充実を図る上で、学校司書の果たす役割の重要性を普及・啓発するとともに、国の財政措置や県内外各地の先進的な取組を紹介し、これらの積極的な活用等により、市町の小中学校への学校司書の配置を促進します。

d 学校司書と司書教諭の連携促進

小・中学校に配置されている学校司書は、学校図書館の運営や図書資料の収集、管理など、学級担任と兼務することの多い司書教諭と連携・協力して、学校図書館の効果的な活用を図っています。今後もますます、学校図書館の活用をさらに充実するため、司書と司書教諭の連携促進に努めます。

また、各学校等におけるこのような取組を紹介するとともに、小・中学校において学校図書館の諸業務を担う人員配置に工夫が図られるよう働きかけ、学校図書館の活用を促します。

e 研修等の充実

(a) 司書教諭等連絡協議会や子ども読書学習講座等において、学校図書館の活用や運営等に関して積極的な情報交換を行ったり、子どもの読書への理解や読み聞かせの実技の習得を促進することにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の資質の向上と意識の高揚を図ります。

(b) 学校司書の資質の向上を図るため、学校司書の重要性についての理解を広げ、研修の機会の充実を図ります。

ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

現状と課題

■ 平成24年5月実施の「学校図書館の現状に関する調査」によると、「公立図書館等との連携を実施している学校」は、公立小学校で79.8%、公立中学校で35.0%となっています。平成22年の同調査の結果（小学校81.0%・中学校49.0%）からはどちらも割合が下がり、中学校では全国平均の49.8%を下回りました。

■ 本県ではすべての市町に公立図書館が整備され、司書資格を持つ職員が配置されています。学校はこうした公立図書館との連携を一層進め、子どもたちの読書活動がより充実したものになるようにしていく必要があります。

■ 同じ調査で「ボランティア等の協力を得ている」県内の公立小学校は91.7%ありました。中学校ではまだ少ないとはいえ、読み聞かせボランティアや保護者に、読み聞かせや紙芝居・ブックトークといった読書にかかわる活動や、学校図書館の整備作業等にかかわっていただくことは、子どもたちの読書活動に厚みを増すことにつながります。

■ 県内各地で保護者をはじめ地域住民、企業、団体などにより、学校の環境整備や教科等の指導支援など、学校を支援するさまざまな取組が広がっています。この仕組みを利用した地域の人材による学校図書館への支援が期待されます。

施策の方向

(ア) 公立図書館との連携

a 授業や読書指導における連携

公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習活動成果物等の展示会の公立図書館での開催等、公立図書館と連携した多様な読書

活動が展開されるよう、学校図書館と公立図書館との連絡会等により連携が図られるよう促します。

b 学校図書館の運営における連携

- (a) 学校図書館の運営に関して、サービスの改善や利用促進を図るため、司書教諭や学校司書が公立図書館の司書との連携を進めるよう促します。
- (b) 学校図書館が公立図書館の蔵書を利用して読書活動を行えるよう、県立図書館と市町立図書館間の協力体制を強化します。

c 連携体制の推進

公立図書館や地域のボランティアによる、学校や学校図書館運営の支援をすすめるために、県内でモデルとなる取組を実践している地域の情報を集め、その事例を広く紹介し、連携や協働に向けた学校図書館関係者の意識の醸成を図ります。

(イ) 家庭との連携

読書活動を取り入れた授業の公開等により、学校における読書活動の様子を家庭に知らせるよう促します。

また、家庭における読書習慣の確立に向け、学校だより等を活用した読書のすすめ、家庭との連携による読書活動や親子読書会などの取組を促進します。

(ウ) 地域のボランティア等との連携

- a 読み聞かせボランティアや地域の人材の協力によるおはなし会等の場づくりを促進し、学校を中心とした地域に広がる読書活動の呼びかけを行います。
- b 学校教諭等を対象とした図書館の活用方法、ボランティアとの連携方策、読み聞かせの手法などを学習する講座の開催を通して、読み聞かせボランティアや公立図書館との連携を促進します。
- c 学校図書館の図書展示やディスプレイ、また読み聞かせ会やブックトーク等を地域のボランティア等と連携して実施できるよう促します。
- d 学校と地域を結ぶコーディネート担当教員等を窓口として、地域の人材による学校での読書活動支援等の取組が推進されるよう働きかけます。

(2) 高等学校における子どもの読書活動の推進

現状と課題

■ 平成25年度、高校生で1か月に1冊も本を読まない生徒の割合（不読率）は43.2%と小中学生よりは高いものの、全国平均の45.0%よりは低くなっています。

■ 学校段階が進むにつれて、不読率が上がることは、全国的な傾向です。部活動等の課外活動や家庭学習の時間が大幅に増加し、時間的余裕が少なくなると同時に、様々な活動や娯楽への興味も広がり、読書への関心が薄れると考えられます。

■ 国立青少年教育振興機構設置の「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究会」が行った「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」（平成25年2月）によれば、1か月に1冊も本を読まなかった高校生のその理由は「普段から本を読まないから」が42.0%、「読みたい本がなかったから」が32.2%、と高く、「(様々な理由での) 時間がなかったから」の18.8%～26.6%を上回っています。

■ 高校生の読書活動を推進するためには、わずかな時間でも読書を楽しむ習慣の形成や、本を読みたくなるような情報を提供することと、生徒の幅広い関心に対応できる豊富で多様な本が身近にあることが重要になってきます。

■ 一日のうち少しの時間でも本に触れ、読書の楽しみを味わうことにより読書習慣を継続的なものにしていくために、高等学校においても一斉読書活動等を重要な取組の一つとして推進していく必要があります。

■ 平成24年5月に実施された「学校図書館の現状に関する調査」によると、滋賀県の高等学校での読書活動については、一斉読書活動等を実施している学校の割合が58.3%、公立図書館等との連携を行う学校の割合が72.9%で、前回調査結果より上昇し、全国平均を上回っています。特に、朝の読書活動は、国語力や想像力が向上するだけでなく、集中力が増し、落ち着いた雰囲気でのスタートを迎えられるなど、授業や生活全般に好影響を与えるという効果もあり、学習指導面と生活指導面の二つの教育的意義があることを踏まえて高等学校においても推進していくことが大切です。

■ 新しい高等学校学習指導要領においては、全ての教科・領域において言語活動を充実させることが求められています。学校図書館を活用した学習活動の展開を通じて生徒の主体的な情報活用能力・言語活用能力を高めることが期待されます。

■ 前述の調査における学校図書館の整備状況を見ると、公立高等学校における人的な整備状況は、学校司書は全ての高等学校に配置されていますが、司書教諭については、12学級以上の学校の司書教諭の発令状況は100%であるのに対し、12学級未満の学校については20.0%と全国平均の23.9%をわずかに下回っています。

■ 学校における読書指導や教科指導における学校図書館の利用を計画的に行うために、12学級未満の学校にも司書教諭を配置し、学校司書と連携を取りながら学校図書館の活用促進に取り組むことが必要です。

■ 1校の学校図書館で対応できない図書資料への要求に対応するには、学校図書館相互の協力体制が不可欠です。これらの必要に対応するため県立高校の学校図書館の蔵書情報の共有化や相互利用を図ることが求められます。

■ 公立図書館は、学校図書館の求めに応じて資料の貸出し等の物的支援や学校に出向いてのブックトーク等の人的支援を行うことが期待されます。

施策の方向

ア 読書指導の充実

(ア) 一斉読書等の活動

感性を磨き、思考力や表現力をはぐくみ、学力を支える基盤となる読書活動の推

進に取り組むことは重要であり、学校をあげての取組として、朝読書や集団読書などの一斉読書やブックトーク、読書マラソン等の取組みを推進することにより、高校生の読書活動の活性化に努めます。

(イ) 授業等での言語活動

言語活動を充実させた授業づくりを推進するため、学校図書館において、教室で学んだことを確かめ、広げ、深める学習活動を展開するとともに、課題を設定し、その課題を解決するために必要な図書資料から情報を収集、整理・分析し、自分の考えをまとめて発表するなど、生徒の主体的な探究的学習を支援するよう努めます。

また、これらの学習を展開する際に必要となるスキル（「課題設定の仕方」「資料からの情報の探し方」「情報の整理の仕方」「資料へのまとめ方」など）を、学校図書館を活用する中で生徒に身に付けさせるよう努めます。

イ 学校図書館の整備・充実

- (ア) 12学級未満の高等学校についても、司書教諭が配置できるよう学校図書館にかかわる人づくりに努め、学校司書との協力・連携による学校図書館の計画的な運営が行われる環境整備を図ります。
- (イ) 学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図るよう努めます。
- (ウ) 司書教諭等連絡協議会や子ども読書学習講座等において、学校図書館の活用や運営等に関して積極的な情報交換を行ったり、子どもの読書への理解や読み聞かせの実技の習得を図ることにより司書教諭をはじめとする学校関係者の資質の向上と意識の高揚を図ります。
- (エ) 学校司書は、司書教諭と連携・協力して学校図書館の運営を進めるとともに、図書資料の管理をはじめ諸事務の処理等にあたっています。今後も、学校図書館の活用をさらに充実するため、司書と司書教諭の連携促進に努めるとともに、研修の充実等司書の資質向上を図ります。
- (オ) 県立高校において、学校図書館機能をさらに充実させることをめざして、図書資料の整備・充実を継続的に進めます。
- (カ) 県立高校の学校図書館がそれぞれの蔵書を必要に応じて相互利用できる協力体制の仕組みを検討します。

ウ 高校生の自主的な読書活動の推進

- (ア) 司書等によるブックトークの実施や教員による本の紹介、ビブリオバトル等、人を介した本の紹介によって本への興味を引き出し、高校生の自主的な読書活動の推進を図ります。
- (イ) しが子ども読書活動推進協議会と連携して作成する読書啓発冊子の活用や、学校独自の図書リスト等により、高校生に対して本に関する情報の提供を行います。

エ 公立図書館との連携

- (ア) 高等学校の求めに応じ、団体貸出制度等を利用した資料提供や、司書やボランティアによるブックトーク・読み聞かせなどの人的支援を公立図書館が協力して行うよう努め、あわせて公立図書館を広報することなどにより、利用促進を図ります。
- (イ) 学校司書と公立図書館の司書が学校と公立図書館の連携等について情報交換や協議を行う機会のあり方を検討します。

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園における読書活動の推進

現状と課題

- 乳幼児期に、言葉や絵本に触れる機会を増やし、本に親しんでその楽しさを覚えることは、その後の読書活動の基礎となります。
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領には、「言葉」の領域に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう」ことが求められています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園では、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター^{☆1}等を随時行うなど、おはなしに対する子どもたちの興味をはぐくみ、読書活動へ広げる活動が展開されています。
- おはなしを始めようとすると、本のもとへ一斉に集まり、目をきらきらさせて待つ子どもたちの姿をよく見かけます。また、家庭に対する絵本の紹介や貸出しを行っている園も多く、絵本等の持つ力やおはなしをする意義は深く認識されているといえます。
- 今後は、乳幼児なりの感じ方や楽しみ方を大切にしながら、イメージを一層豊かに広げていくことができるように、絵本や物語の世界に浸る体験をより多く与えていくことが必要です。
- 教員や保育士が乳幼児期における絵本等との出会いの重要性をより深く理解し、乳幼児が気軽に絵本や物語等にふれあえる環境づくりに工夫を凝らしたり、ボランティア等との連携・協力による読み聞かせなどをしたりすることによって、一人ひとりの子どもの言葉に対する感覚が養われるように努める必要があります。
- 本とのふれあいの時間を家庭でも持てるよう、保護者を対象とした講習会や情報交換の場を設けることなどが期待されます。

☆1 「パネルシアター」：毛羽立ちのよい布を張ったパネルを置き、不織布で作った絵や人形をそのパネルの上にくっつけたり、動かしたりしながら、話の内容に沿った場面を構成し演じる、動く紙芝居のようなもの。

施策の方向

ア 絵本等に親しむ機会の提供

- (ア) 指導計画において、発達の段階に即した絵本等の活用を盛り込むよう働きかけ、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するよう促すとともに、近隣の小・中・高等学校との異年齢交流の中で、上学年児童生徒が読み聞かせ等を行うなどにより、乳幼児の絵本等にふれる機会が多様になるような工夫を促します。
- (イ) 幼稚園・保育所・認定こども園での読み聞かせに未就園児や保護者などにも参加してもらいなど、子育て支援の中で保護者の理解を深めながら、乳幼児が絵本等をより楽しめるような工夫を促します。
- (ウ) 保護者の理解を深め、家庭での読み聞かせ等の活動が進むよう、絵本等との出会いの重要性を家庭にも伝えたり、保護者やボランティア等の協力を得て、絵本の読み聞かせや紙芝居の実演等の開催や、絵本の貸出しをしたりするなどを通して、家庭との連携を密にするよう促します。

イ 資料、設備の整備・充実

乳幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるような、興味・関心、発達等に応じた絵本等を整備するとともに、乳幼児が自ら手にとって本に親しめ、落ち着いてじっくりと見ることができる図書スペースを設置するなどの環境づくりを促します。

ウ 教員、保育士等の理解や技能の向上

乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、県教育委員会が開催する子どもの読書学習講座や各市町で開催される講習会や研修会への積極的な参加を促し、研修等を通じて教員や保育士の理解や技能を高めるように努めます。

エ 公立図書館やボランティアとの連携

公立図書館等との連携により、子どもの発達に応じた図書を選定し、幼稚園・保育所・認定こども園での利用に供せられるようにその紹介に努めます。

また、公立図書館やボランティア等との連携を図るために、連絡会等の開催を促進します。

(4) 特別支援学校における子どもの読書活動の推進

現状と課題

- 当県の特別支援学校における児童生徒の不読率は平成25年度55.5%でした。
- 障害のある子どもに対しては、一人ひとりの障害の種類や程度、発達の段階に応じた指導を行うことが重要であり、全員一斉の読書活動の時間を設けることが難しい場合もあります。
- 一人ひとりが読書の楽しさにふれることができるように、豊かな読書活動を体験できる教

育活動を工夫したり、日常生活の中で本とふれあう機会を設けたりする必要があります。

■ 蔵書のデータベース化を一層推進し、そうしたことで得られる情報を活用して様々な障害や発達段階に応じた魅力的な図書資料等の充実に努めるなど、子どもが本との出会いを果たすにふさわしい環境を整備することも求められています。

■ 情報通信技術の進展にともない、電子書籍やデージー図書^{☆1}をスマートフォンやタブレット端末で利用できる環境が身近になってきています。紙の本や絵本を読むことが困難な子どもに対する読書活動へのはたらきかけにはこれらの利用が有効な場合があります。

■ 視覚障害者用の点字や録音図書のデータベースの構築が進められています。学校等においてこれらを活用することで視覚障害のある児童生徒の読書活動の推進を図ることができます。

■ 読書活動の意義について教職員の意識を高める研修等に取り組む必要があります。

施策の方向

ア 児童生徒の読書活動の充実

(ア) 一人ひとりの興味・関心を喚起することができるように、読み聞かせやパネルシアター等に取り組み、学習の場や日常生活で本にふれる機会を多く設定するよう努めます。

(イ) 「学校だより」等を通じて家庭に呼びかけ、子どもの実態とニーズに応じた読書活動が保護者とともに行われるように促します。

イ 学校図書館の整備・充実

(ア) 障害のある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どもの様々な障害の種類や程度に対応できる選書に努めます。

(イ) 学校図書館と公立図書館の連携を図り、団体貸出し等により障害のある子どもにとって障害の状況に応じた読書環境の充実に努めます。

(ウ) 「視覚障害教育情報ネットワーク」^{☆2}の活用などにより、視覚障害のある児童生徒の読書環境の充実に努めます。

ウ 教職員の専門性の向上

(ア) 障害の種類や程度、発達の段階に応じた読書活動や読書環境の工夫など、優れた実践事例の交流や紹介等により、読書活動推進に関する教職員の意識を高めます。

(イ) 専門的な理解や技能を得ることができるような講習会や研修会への参加を促進するとともに、その内容について周知する体制づくりに努めます。

☆1 「デージー図書」：文字と音声から構成され、パソコンや専用機器等で音声を読み上げることができる録音図書の一種。希望する見出しにジャンプして読み上げることもできる。

☆2 「視覚障害教育情報ネットワーク」：インターネットにより、視覚障害教育に関わる教材提供および情報提供を行い、視覚障害教育の進展に資するためのシステム。独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営している。

エ 公立図書館との連携

墨字^{☆1}による読書が困難な子どもの保護者に対して、県立図書館が加入しているサビエ図書館サービス等を広報し、点訳や音訳等の資料による読書環境の充実を図ります。

☆1 「墨字」：視覚障害者の使用する「点字」に対して、通常の印刷による文字や筆記文字の呼称。視覚障害者が墨字の文章を読むためには点訳、音訳などが必要になる。

4 啓発・広報等の推進

現状と課題

■ 子どもの読書活動の推進のため、その意義や重要性について県民の理解と関心を深めることが大切であることから、大人も含めて読書活動に対する理解と関心を高められるように国や県、市町、関係機関（団体）との連携・協力による普及・啓発活動が必要となります。

■ 子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子どもの読書活動の推進に関する法律において、子ども読書の日（4月23日）が設けられ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされています。

■ 文部科学省では、例年、「子ども読書の日」（4月23日）を記念して「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催し、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体および個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図っています。

■ 県内の図書館や学校では、子ども読書の日を中心におはなし会や絵本の展示会などの関連事業の実施を行っています。

■ 県立図書館では、市町立図書館の児童図書関係行事の情報を収集し、県立図書館や生涯学習課のホームページや広報紙を通じて情報提供しています。

■ 子どもの読書活動の実態や市町、学校、図書館、文庫活動や読み聞かせボランティア等の取組などに関する情報を収集し、多くの人々がその情報に容易に接し、活用することができるようすることが求められています。

施策の方向

（1）「子ども読書の日」等における啓発・広報の推進

様々な広報媒体により「子ども読書の日」等の周知に努めるとともに、公立図書館や学校などで「子ども読書の日」等の趣旨にふさわしい行事として、読書活動を取り入れた授業の公開や読み聞かせ等が実施されるよう促します。

（2）子ども読書活動支援センター等による啓発・広報の推進

ア 関係する施設や団体との連携・協力を図ることにより、子どもの読書にかかわる幅広い情報の収集を行い、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」内の、子ども読書活動支援センターのサイトにより、子どもの読書活動に関する様々な情報を提供します。

また、情報通信技術の進展に応じた新しいツールを活用するなど有効な情報提供手段の採用に努めます。

イ 子どもの発達の段階に応じた啓発冊子の改訂を適宜行い、家庭やクラスへの配布や、サイト上での公開で読書案内情報を提供することにより、子どもや保護者の関心と理

解を深めます。また「子ども読書啓発冊子」の活用状況について調査しながら、有効な情報提供の手段について検討します。

ウ 子ども読書学習講座等の機会に、子どもの読書活動に関する先進的な実践事例の発表や交流ができる場を提供することにより、関係する機関や団体における活動内容の充実を促進します。

(3) 優れた取組の奨励

国の表彰制度を活用し、子どもの読書活動の優秀実践校、図書館、団体、個人を積極的に推薦することにより、優れた取組を奨励し、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図ります。

また、優れた取組を広く県民に広報し、普及することにより、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるよう努めます。

5 推進体制の整備

現状と課題

- 本計画の推進にあたっては、関係機関、文庫活動や読み聞かせボランティア、市町等との連携をさらに深め、方策の効果的な推進を図る必要があります。
- 県では、子ども読書活動を総合的に推進するため、学識経験者、民間団体、学校図書館、公立図書館の関係者および関係行政担当者で構成するしが子ども読書活動推進協議会を平成14年度から設置しています。
- 本計画の推進にあたっては、庁内部局関係課等と密接な連携を図りながら取り組んでいます。
- 市町においては、それぞれの地域の状況に応じて策定された子ども読書活動推進計画に基づき様々な子どもの読書活動に関する事業が実施されていますが、計画が未策定や未改定の自治体があります。
- 今後はすべての市町において、子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動の推進に関する必要な体制が整備されることが望まれます。

施策の方向

(1) しが子ども読書活動推進協議会の開催等

- ア しが子ども読書活動推進協議会を定期的に開催し、関係者間の連携・協力のあり方についての意見聴取や情報交換等を行い、その成果を生かしながら方策の効果的な推進に努め、全県的な読書活動の推進をめざします。
- イ 計画の進捗状況について、施策の実施状況を検討・評価するなど適切な進行管理に努めます。

(2) 「子ども読書活動支援センター」の活動

- 子どもの読書活動の推進に関わるあらゆる活動が効果的に実施されるよう、インターネットを活用し、人材育成情報やボランティア情報の提供、相談活動などを行い、各主体が連携・協力することによりネットワークの形成が図られるよう努めます。
- また、子どもの読書活動の推進に関わるNPOやボランティア団体などの、主体的な取り組みやネットワーク化を促すことにより、優れた取り組みを県内に広め、人材育成やスキルアップを図るなど、県全体として子ども読書活動の活性化が図られるよう努めます。

(3) 市町との連携

- ア 子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的な推進を図るため、市町との連携・協力に努めます。
- イ 市町に対し、それぞれの地域の状況を踏まえ、国の基本計画および県の推進計画を基本として、市町の子ども読書活動推進計画が策定されるよう働きかけます。市町の

計画の策定にあたっては県や県立図書館により情報提供や助言などの支援を行います。

ウ 市町との連携・協力を図り、市町が実施する子ども読書活動推進事業に関する情報の収集・提供を推進します。

エ 公立図書館と学校図書館が相互に協力・支援できる体制を推進するため、先進的な実践事例の紹介や情報交換の場の提供に努めます。

第5章 指標の設定

この計画では、子どもの読書活動の推進状況を概観できる指標を使って、以下のとおり数値目標を設定します。この指標の達成状況の把握などによって、この計画の進行管理を行っていきます。

指 標 名		現状 (年度)	目標 (H30)
①全校一斉の読書活動を実施している学校数の割合 ※文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (隔年実施)(学校教育課)	小 学 校	96.9% (H24)	100.0%
	中 学 校	77.3% (H24)	90.0%
	高等学校	58.3% (H24)	60.0%
②公立図書館等との連携を実施している学校数の割合 ※文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (隔年実施)(学校教育課)	小 学 校	79.8% (H24)	85.0%
	中 学 校	35.0% (H24)	50.0%
	高等学校	72.9% (H24)	80.0%
③学校図書館図書標準を達成している学校数の割合 ※文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (隔年実施)(学校教育課)	小 学 校	42.1% (H23末)	85.0%
	中 学 校	33.0% (H23末)	65.0%
④学校司書を配置している学校数の割合 ※文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」 (隔年実施)(学校教育課)	小 学 校	28.9% (H24)	60.0%
	中 学 校	24.0% (H24)	50.0%
⑤県民1人が公立図書館で年間に借りている図書冊数 ※(県立図書館)		8.6冊 (H25)	9.0冊
⑥児童図書の公立図書館での年間貸出冊数(12歳以下の県民1人当たり) ※(県立図書館)		22.9冊 (H25)	24.2冊
⑦1か月間に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合 ※「子どもの読書活動に関する調査」(生涯学習課)	小 学 校	3.1% (H25)	2.0%
	中 学 校	15.9% (H25)	10.0%
	高等学校	43.2% (H25)	30.0%
⑧子ども読書活動推進計画を策定している市町数の割合 ※「市町計画策定状況調査」(生涯学習課)		89.5% (H25末)	100.0%

(参考資料)

- I 子どもの読書活動の推進に関する法律
- II 文字・活字文化振興法
- III 県内公立図書館等一覧

I 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施される

よう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

Ⅱ 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

- 2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。
- 3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

Ⅲ 県内公立図書館等一覧

図 書 館 名	所 在 地	電 話 番 号
大津市立図書館	〒520-0047 大津市浜大津二丁目1-3	077-526-4600
大津市立北図書館	〒520-0243 大津市堅田二丁目1-11	077-574-0145
大津市立和邇図書館	〒520-0528 大津市和邇高城25	077-594-2050
彦根市立図書館	〒522-0001 彦根市尾末町8-1	0749-22-0649
長浜市立長浜図書館	〒526-0056 長浜市朝日町18-5	0749-63-2122
長浜市立浅井図書館	〒526-0251 長浜市大依町528	0749-74-3311
長浜市立びわ図書館	〒526-0108 長浜市難波町505	0749-72-4305
長浜市立虎姫図書館	〒529-0112 長浜市宮部町3445	0749-73-2335
長浜市立湖北図書館	〒529-0341 長浜市湖北町速水2745	0749-78-1687
長浜市立高月図書館	〒529-0233 長浜市高月町渡岸寺115	0749-85-4600
近江八幡市立近江八幡図書館	〒523-0828 近江八幡市宮内町100	0748-32-4090
近江八幡市立安土図書館	〒521-1341 近江八幡市安土町上豊浦1	0748-46-6479
草津市立図書館	〒525-0036 草津市草津町1547	077-565-1818
草津市立南草津図書館	〒525-0059 草津市野路一丁目15-5	077-567-0373
守山市立図書館	〒524-0022 守山市守山五丁目3-17	077-583-1639
栗東市立図書館	〒520-3016 栗東市小野223	077-553-5700
栗東市立栗東西図書館	〒520-3031 栗東市縫2-4-5 ウイングプラザ2F	077-554-2401
甲賀市水口図書館	〒528-0005 甲賀市水口町水口5638	0748-63-7400
甲賀市土山図書館	〒528-0211 甲賀市土山町北土山2230	0748-66-1056
甲賀市甲賀図書情報館	〒520-3431 甲賀市甲賀町大原中889	0748-88-7246
甲賀市甲南図書交流館	〒520-3322 甲賀市甲南町深川1865	0748-86-1504
甲賀市信楽図書館	〒529-1851 甲賀市信楽町長野1312-1	0748-82-0320
野洲図書館	〒520-2315 野洲市辻町410	077-586-0218
野洲図書館中主分館	〒520-2423 野洲市西河原2400	077-589-3382
湖南市立石部図書館	〒520-3195 湖南市石部中央一丁目2-3	0748-77-6252
湖南市立甲西図書館	〒520-3234 湖南市中央五丁目50	0748-72-5550
高島市立安曇川図書館	〒520-1221 高島市安曇川町青柳1173	0740-32-4711
高島市立マキノ図書館	〒520-1833 高島市マキノ町蛭口260-1	0740-27-0350
高島市立今津図書館	〒520-1636 高島市今津町舟橋二丁目3-1	0740-22-3827
高島市立新旭図書室	〒520-1501 高島市新旭町旭一丁目10-1	0740-25-2811
高島市立朽木図書サロン	〒520-1401 高島市朽木市場792	0740-38-2324
高島市立高島図書室	〒520-1121 高島市勝野670	0740-36-2160
東近江市立八日市図書館	〒527-0028 東近江市八日市金屋二丁目6-25	0748-24-1515
東近江市立永源寺図書館	〒527-0231 東近江市山上町830-1	0748-27-8050
東近江市立五個荘図書館	〒529-1422 東近江市五個荘小幡町227	0748-48-2030
東近江市立愛東図書館	〒527-0157 東近江市下中野町431	0749-46-2266
東近江市立湖東図書館	〒527-0135 東近江市横溝町1967	0749-45-2300
東近江市立能登川図書館	〒521-1225 東近江市山路町2225	0748-42-7007
東近江市立蒲生図書館	〒529-1592 東近江市市子川原町676	0748-55-5701
米原市立山東図書館	〒521-0242 米原市長岡1050-1	0749-55-4554
米原市立近江図書館	〒521-0072 米原市顔戸281-1	0749-52-5246
日野町立図書館	〒529-1601 蒲生郡日野町松尾1655	0748-53-1644
竜王町立図書館	〒520-2524 蒲生郡竜王町綾戸1021	0748-57-8080
愛荘町立秦荘図書館	〒529-1234 愛知郡愛荘町安孫子822	0749-37-4345
愛荘町立愛知川図書館	〒529-1313 愛知郡愛荘町市1673	0749-42-4114
豊郷町立図書館	〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑518	0749-35-8040
甲良町立図書館	〒522-0262 犬上郡甲良町横関927	0749-38-8088
多賀町立図書館	〒522-0314 犬上郡多賀町大字四手976-2	0749-48-1142
公益財団法人 江北図書館	〒529-0425 長浜市木之本町木之本1362	0749-82-4867
滋賀県立図書館	〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1	077-548-9691

第3次滋賀県子ども読書活動推進計画

発 行／平成26年12月

発行者／滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-4651

FAX 077-528-4962